

戸坂地域活動クラブ会則

- (名称)
- 第1条 この会は戸坂地域活動クラブといい、事務局は会長宅に置く。
- (組織)
- 第2条 この会は戸坂に居住し、この会の趣旨に賛同するものをもって会員とする。
又、会の活動に賛同する企業を賛助企業とする。
- (目的)
- 第3条 この会は会員の親睦と協力を基盤とし、心身ともに健全な児童を育て、会員として正しい知識と広い見識を身につけ、資質と地域における児童福祉の向上を図ることを目的とする。
- (事業)
- 第4条 この会は前条の目的を達成するために、次の事業を実施する。
1. 児童の事故防止のための奉仕活動
 2. 家庭養育に関する研修活動（青少年の健全育成・促進活動）
 3. 親子及び世代間の交流活動
 4. 会員相互の親睦を図るための事業
 5. 関係諸機関・諸団体との連絡協調
 6. その他この会の目的を達成するための事業
- (役員)
- 第5条 この会に次の役員をおく
・会長 1名・副会長 3名・会計 1名・監事 2名
- (役員を選出)
- 第6条 役員は次の通り選出する。
会長・副会長は役員会で選出し、総会の承認を得る。
会計・監事は、総会の議決に基づき、会長が委嘱する。
- (任期)
- 第7条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。
役員に欠員が生じたときは、役員会において会員の中から新役員を選出し、その任期は前任者の残任期間とする。
役員は任期満了後でも、後任者が就任するまでの間、なおその職務を行う。
- (役員の任務)
- 第8条 会長はこの会を代表し、会務を総括する。
副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時は会長の職務を代行する。
会計は本会の事業を遂行する為の会計に関する事務を処理する。
監事は会計及び会務遂行の監査にあたる。
- (顧問)
- 第9条 本会に、顧問・オブザーバーをおくことができる。
顧問は会長が委嘱し、会長の諮問に応ずる。
オブザーバーは児童館館長があたり、会の相談に応ずる。
- (会議)
- 第10条 この会の会議は、総会と役員会とする。
総会は年1回開催し、役員会は会長が必要と認めたとき又は会員から要請のあったとき随時開催することができる。
- (会計)
- 第11条 この会の経費は会費・補助金・寄付金・およびその他の収入をもってあてる。
会費は会員年額 500円とする。
賛助企業は1口500円とし、口数は定めない。
- (会計年度)
- 第12条 この会の会計年度は4月1日から翌年3月31日までとする。
- (会則改正)
- 第13条 この会則の改正は総会の議決により行う。
- 付則 この会則は平成27年6月20日から施行する。